官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産五三〇～五三四）　一
○保安林の指定を解除する件
（同五三五～五四〇）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通二七二～二七五）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（同二七六～二七八）　四
○水先人に免許を与えた件（同二七九）　五
○道路に関する件
（東北地方整備局三九～四四）　六
○道路に関する件
（中国地方整備局三六、三七）　六
○道路に関する件
（四国地方整備局三〇）　六
〔国会事項〕
内閣　会計検査院　六
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
法務　一〇
公証人任免（法務省）　一〇
労働　一〇
船員の特定最低賃金の決定に係る交通政策審議会の意見に関する公示（国土交通省最低賃金公示三）　一〇
〔公告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等　一〇
独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係　一〇
会社その他　一〇

その他告示

○農林水産省告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町岡ノ内字谷ノ瀬四七七、二三八七、二四一五の一、二四一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷ノ瀬四七七・二三八七・二四一五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町岡ノ内字入畑四〇九、四一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入畑四〇九・四一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市和田字向山谷一五七四のイ、字向山三九八三の七、三九八三の四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山谷一五七四のイ・字向山三九八三の七・三九八三の四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓